

平成 31 年 2 月吉日

お取引先様

株式会社セントラル科学貿易  
バイオメディカルサイエンス部

### 消費税引き上げに伴う FAPAS 技能試験請求に関するお知らせ

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます  
このたび消費税改正が決定したことを受け FAPAS 技能試験の消費税の取り扱いについて下記の通り対応させていただくこととなりましたのでご案内申し上げます  
内容をご確認いただき ご理解賜りますようお願い申し上げます

敬具

#### 記

FAPAS 技能試験の消費税適用に関する考え方：

「サービス提供日＝サービス完了日＝レポート発行日」となり、レポート発行日の税率が適用されます。ただし、レポート発行日は事前に確定していないため、レポート発行を確信できる現実的なタイミング＝サンプル出荷日の税率を適用することになります。

#### 【現時点の対応（～3/31 まで）】

2019/3/31 までに申込書をお送りいただき、前払いでの請求をさせていただく申込：

サンプル出荷時期に拘わらず「税率 8%」の請求書を発行いたします。

※「2019 年 10 月 1 日以後適用する消費税率等に関する経過措置」が適用されます。

#### 【2019 年 4 月 1 日以降の対応】

2019/4/1 以降に申込書をお送りいただき、前払いでの請求をさせていただく申込：

サンプル出荷時期によって税率を変更して請求書を分けて発行いたします。

出荷日が 2019/9/30 以前：税率 8%

出荷日が 2019/10/1 以降：税率 10%

尚、前払いではなく、お申しいただいた全てのレポート発行後にお支払いいただくケースにつきましては、全てのレポートが発行された時点での税率が適用されます。

以上